

鉄道近接の建築工事に 鉄道協議は不要と自己判断

事例の概要

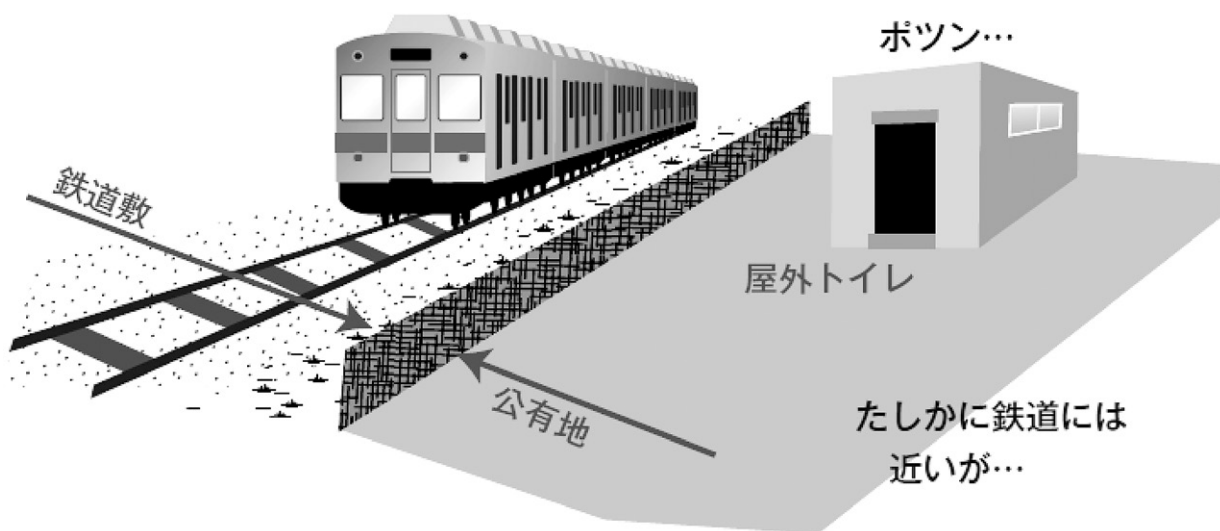
鉄道敷に隣接する敷地で、平屋の屋外トイレを建設しようとしたところ、鉄道事業者との協議が必要であることが判明しました。協議には概ね2カ月程度を要するとのことで、2カ月かけてしまうと年度内の完成は絶望的となります。

原因

高さが2.3m程度の平屋の建物であり、建設にあたって大型の重機は使用しないため特段の協議が必要であるとは考えませんでした。

対応策と教訓

- ①同一敷地の別工事で大型重機を使用するため鉄道事業者と協議中の別件がありました。そこで、本件を併せた形で協議を行い、通常の半分の期間で協議を終了し年度内に工事完了させることができました。
- ②工事対象が小規模である等にかかわらず、自分に都合の良いように判断せず、事前に関係者への協議・確認を十分に行うようにしましょう。



参考：近接工事を施工する場合は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日建設省経建発第1号）及び労働安全衛生規則 第五章 電気による危険の防止に基づき、事前に協議が必要です。